

「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」に係るユネスコへの報告について

1. 保全状況報告書の提出について

令和元（2019）年の第43回世界遺産委員会決議に基づき、資産の保全に関する最新の状況を取りまとめ、令和2（2020）年11月末に世界遺産センターへ提出した。

報告の主な内容は以下のとおり。

- ・ 決議6では「新たな開発規制手法」の提出が求められているが、前回（2018年提出）の保全状況報告書で言及した「抜本的な解決策」()というのは、そうすべき事業が発生した場合に検討するという意味である。モニタリング及び評価を着実に実施しており、既存の規制手法で十分に対応できている。

前回（2018年11月）提出した保全状況報告書の附属資料『保存管理の実施状況』P.6において、以下のとおり記載した。

戦略・方法	戦略・方法の概要
開発の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山麓における建築物の開発圧力の早期把握、地域住民との合意形成等を含めた行政手続きの充実、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。 ・ <u>個別に景観改善等が必要な事項は、即効的対策を着実に進めた上で、抜本的対策を計画的に実施する。</u>

- ・ 山梨県は、北側斜面の山麓から五合目に至る自動車に代わる交通手段を検討しており、今後、『作業指針』第172項に基づきユネスコへ情報提供が必要になる場合には、適時適切に対応する。

報告内容は、諮問機関によるレビューが行われるのみで、次回（第44回）世界遺産委員会（2021年6月～7月、中国）の審議案件とはなっていない。

（参考）第43回世界遺産委員会決議（43 COM 7B.66）

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC/19/43.COM/7B を審議した結果、
2. 第40回会合（イスタンブール/ユネスコ、2016年）において採択された決議 40 COM 7B.39 を想起しつつ、
3. 締約国が、「アクセスや行楽の提供」と「富士山の神聖さ・美しさという特質の維持」という相反する要請を調和的に解決することを目指して合意された資産のビジョンの中で管理及び保全の責務を継続して果たしていることを認め、
4. 更に、構成資産とその緩衝地帯が、世界遺産委員会が要請したとおり、「ひとつの存在」「ひとつの文化的景観」として、持続可能な観光と土地利用を促進する方法で管理されていること、更に管理体制の各組織が現在、完全に機能している状態にあることを認め、
5. 記載時に特定された、以下の内容を含む6つの具体的な分野全てにおいて順調な進展が見られ

ることを歓迎し、

- a) 上方の登山道に関する来訪者の要請と動向を把握するための詳細な調査活動を実施し、その調査結果を利用して、様々な利用者のための「望ましい富士登山の在り方」を定め、浸食の抑制と富士山の神聖な側面をより実感できる手法の推進に役立てていること。
 - b) 山麓の巡礼地及び巡礼路に関する詳細な調査を情報提供戦略に盛り込むことで、来訪者をこうした経路に誘導し、上方の登山道と下方の登山道のつながりに関する理解を促し、来訪者による負荷を分散していること。
 - c) 新たに富士山世界遺産センター2カ所を整備し、情報や解説を提供するだけでなく、教育活動と同様に、調査・研究の実施・利用・推進のためにセンターとしてより大きな役割を果たしていること。
 - d) 記載時に指摘のあった、特に山麓における建築物の規模と位置に係る規制を厳格化する必要性への対応。この対応には修景に関連する即効的対策に加えて、一段と「抜本的な解決」に向けた追加の開発規制対策が盛り込まれている。
6. 世界遺産センター及び諮問機関による確認のために、用意ができ次第、新たな開発規制対策案に関する詳細情報を実施の具体的内容・全体スケジュールとともに、提出することを締約国に要請し、
7. 更に、締約国が富士山の保全及び管理の実践について、日本国内のみならず中国やモンゴルでの会合で他の類似の資産と共有する取組を実施したことを歓迎し、
8. 更に、諮問機関による確認のために、2020年12月1日までに資産の保全状況及び上記の実施状況に関する報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

2. 『作業指針』第172項に基づくユネスコへの情報提供について

『作業指針』第172項に基づき、富士山の北側の山麓から中間地点にかけて山梨県において建設が検討されている富士山登山鉄道構想案について、12月中旬にユネスコ世界遺産センターへ報告した。

報告の主な内容は以下のとおり。

- 富士山登山鉄道構想検討会における検討は、富士山ビジョン及び各種戦略(2014)の趣旨に則り、来訪者や自動車交通のコントロールといった富士山麓に係る課題を解決するために始まったものである。
- 同検討会において、現時点では鉄道が最も有力な解決策と考えられている。
- 今後は、山梨県において事業の実現可能性を見極めつつ、詳細な設計等に進むか判断していくことになるが、遺産影響評価については、その都度必要に応じて行われる予定である。